

通所リハビリテーション(1~2時間)

	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1~2時間	329単位	358単位	388単位	417単位	448単位
各種加算・減算	種類	説明			料金
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。			330単位/月
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)(※1)	Ⅰの留意事項に加え、医師の参加するリハビリテーション会議の開催(テレビ電話等通信機器でもよい)介護支援専門員をはじめ、居宅サービスの従事者及び家族に対する助言を行う。プロセス管理を行う。			850単位/月
		開始月から6月超			530単位/月
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)(※2)	Ⅰの留意事項に加え、医師の参加するリハビリテーション会議の開催(テレビ電話等通信機器でもよい)介護支援専門員をはじめ、居宅サービスの従事者及び家族に対する助言を行う。プロセス管理を行う。計画書の説明を医師が行う。			1,120単位/月
		開始月から6月超			800単位/月
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)(※3)	Ⅲの事項に加え、VISIT(通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業)への参加をしていること。			1,220単位/月
		開始月から6月超			900単位/月
	短期集中リハビリテーション実施加算	(1)個別にリハビリテーションを実施すること (2)リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していること。			110単位/日
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション計画にあらかじめ定めてる容赦の有する能力の向上を支援した場合、開始月から3月以内			2,000単位/月
		開始月から3月~6月以内			1,000単位/月
	生活行為向上実施加算終了後も利用を継続した場合	6月後、通所リハビリテーションを継続する場合は翌月から6月間に限り減算する。			15/100減算
	理学療法士等体制強化加算	理学療法士・作業療法士又は言語療法士を専従かつ常勤で2名以上配置している場合。			30単位/回
	社会参加支援加算	通所リハビリ利用により機能が向上し、社会参加が維持できる他サービス等に移行する支援を行った場合。			12単位/日
	サービス提供体制加算	介護職員総数のうち介護福祉士50%以上			18単位/月
介護職員処遇改善加算	所定単位数に4.7%を乗じた単位数			所定単位数に4.7%を乗じた単位数	
送迎を実施しない場合	利用者が自ら行う場合。家族が送迎を行う場合。			-47単位/回	

介護予防通所リハビリテーション

基本料		料金 /1月		加算	リハビリテーション マネジメント加算	330単位/月		
	要支援1	1,712単位/月			運動機能向上加算	225単位/月		
	要支援2	3,615単位/月			サービス提供体制強化加算	72単位/月		
その他の料金(介護給付費以外のサービス費)			144単位/月					
リハビリパンツ代	155円/回	使用時のみ			事業所評価加算	120単位/月		
尿とりパッド代	35円/回	使用時のみ			介護職員処遇改善加算	所定単位数に4.7%を乗じた単位数		
					生活行為向上 リハビリテーション 加算(※6)	3月以内	900単位/月	
						3月超、6月以内	450単位/月	

- ※1. ① リハビリテーション実施にあたり、詳細な医師の指示があること。
- ※2. ① ※1と同じ
 ② 6か月以内はひと月に1回以上、6か月以降は3か月に1回以上、
 リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、
 リハビリテーション計画を見直す。
 ③ リハビリテーション計画について、計画作成に関与したPT・OT
 又はSTが説明し、同意を得るとともに、医師に報告する。
- ※3. ① ※1、2と同じ。
 ② ※2と同じ。
 ③ リハビリテーション計画について、医師が説明を行う。
- ※4. ① ※1、2、3、と同じ。
 ② ※2、3、と同じ。
 ③ 通所リハビリテーションの質の評価データ収集事業に参加。
- ※5. レクリエーションの内容により、追加の料金がかかる場合があります。
 その場合は、事前にご連絡させていただきます。
- ※6 6か月間の加算を算定後継続利用する場合は翌月から6月間に限り
 所定単位数の100分の15に相当する単位数を減算します。
 事業所評価加算との併算定は不可